

佐倉市上下水道部広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市上下水道部が発行する広報紙（以下「広報誌」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、佐倉市上下水道部広告掲載要綱（令和元年12月27日決裁佐水経第309号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の掲載者（以下「掲載者」という。）の募集は、随時、市上下水道部ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、見積書、佐倉市上下水道部広報紙広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案及び申込者の事業内容が記載された書類（申込者が広告代理店の場合、広告主の事業内容が記載された書類を追加する。）を添えて封入し、上下水道事業管理者に申し込まなければならない。

申し込み締め切り日は、各号毎に定める。

(広告掲載の決定等)

第4条 上下水道事業管理者は、前条の規定による申込みがあったときは、内容及び見積額を審査し広告掲載の可否を決定し、その結果を佐倉市上下水道部広報紙広告掲載申込結果通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 上下水道事業管理者は、前項の広告掲載に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第7条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、掲載者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料等の納入)

第5条 掲載者は、上下水道事業管理者が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して市に納入しなければならない。

(広告掲載の基準)

第6条 掲載する広告物は、佐倉市上下水道部広告掲載要綱第3条の基準に適合するものでなければならない。

(広告枠の規格・位置)

第7条 広告枠の規格・位置は、別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、発行号単位とする。但し、上下水道部が契約で定める範囲内で、複数号の申し込み及び掲載を行うことができる。

(広告原稿の提出方法)

第9条 広告原稿は上下水道管理者が定める形式で作成されたものを提出する。

(広告の作成等)

第10条 広告原稿の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者が負担するものとする。広告原稿の著作権は掲載者に帰属する。

(禁止行為)

第11条 掲載者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 上下水道部の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2) その他上下水道事業管理者が掲載者として不適切と認める行為

2 掲載者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し等)

第12条 上下水道事業管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 掲載者（広告主を含む。）及び広告の内容が法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 広告物の内容等の変更に掲載者が応じないとき。
- (5) 掲載者（広告主を含む。）の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。
- (6) 掲載者（広告主を含む。）が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、広報誌への広告掲載が適切でないとして上下水道事業管理者が判断したとき。

2 掲載者は、広告掲載を取り止めようとする場合は、事前に上下水道事業管理者に書面を提出しなければならない。

- 3 上下水道事業管理者は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、佐倉市上下水道部広報誌広告掲載取消通知書（別記様式第3号）により掲載者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において上下水道部に損害が生じたときは、上下水道部は、掲載者に対しその賠償を求めることができる。
- 5 第1項の規定による取消しにより掲載者に損害が生じた場合は、上下水道事業管理者は、一切の責任を負わないものとする。

（広告の変更）

第13条 掲載者は、広告作成中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、上下水道事業管理者の指示に従い第4条の規定により審査を受け、その承諾を得なければならない。

（還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、掲載者の責に帰さない理由により、広告掲載が不能となったときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（掲載者の責務）

第15条 掲載者は、広告の内容に関する事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日決裁佐水経第584号）